



南部教育事務所便り「南の風」

令和5年2月28日 南部教育事務所 第8号

『特別支援教育の充実に向けて』

本県では、「みやざきの発達障がい教育推進事業」の一環として特別支援教育に関する専門的な知識や経験をもつ「特別支援教育エリアコーディネーター」（北諸地区：明道小 西諸地区：小林小）や「通級拠点校エリアメンター」（北諸地区：都城・西中 西諸地区：小林中）を地域の小・中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程へ派遣しています。エリアコーディネーターやエリアメンターは巡回支援を行ったり、電話やオンラインで相談を受けたりして、児童生徒への支援の方法等について、具体的には次のような助言を行っています。

集中力を持続させるための手立て

- 授業の流れを視覚化したり、1単位時間を細切れにしたりする。また、学習やトレーニングを行う順序の工夫等を行う。

気持ちの切り替えを行わせるための手立て

- 掲示物を精選したり、常設物の目隠しをしたりする等、落ち着いた学習環境づくりを行う。

保護者との面談について

- 検査の必要がある場合は、面談等を通して保護者の理解が得られるようにする。その際、児童生徒の実態と困り事を伝え、どうすればもっと生活しやすくなるか、良い方法を見出すための相談や検査であることを丁寧に伝える。

※ その他、病院等の関係機関との連携の在り方や校内支援体制の充実に向けた取組等について助言を行っています。



上記は一例ですが、各学校では助言を受けたことを校内で共通理解し、個別の指導計画の作成に生かしています。

教育事務所としては、今後もエリアコーディネーターやエリアメンターと情報を共有しながら、年2回のエリア研修の内容を工夫する等、教員の専門性の向上や学校の課題解決につながるよう努めていきます。各学校においても、一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実につながる指導・支援を引き続きお願いします。

【特別支援教育担当：黒田・永倉】

『道徳科の授業におけるICTの効果的な活用について』

「特別の教科 道徳」では、「考える道徳」「議論する道徳」への質的な転換を図ることが大切です。宮崎県では『「特別の教科 道徳」指導の手引き』を作成し、「学習指導過程における留意点」「指導方法の工夫(7つのヒント)」「道徳科の授業におけるICTの効果的な活用」について示しています。

ICTの活用については、各教科等での活用も進んでいる段階ですが、道徳科においては以下のような活用が考えられます。

【ICTの活用例】

- 実態や問題、教材の提示【画像や映像、グラフ等】
- 自分の考えをもつ【タブレットに示す】
- 他者の考えを知る【タブレットで共有する】
- 自己を見つめる【タブレットに考えを蓄積する】
- 心情グラフ等の提示【タブレット等の提示】
- 生活の様子、説話の提示【画像や映像等】

大切なことは学習がより効果的に行われるようにするための手段としてICTを活用することです。

「特別の教科 道徳」の授業では、発達の段階に応じて、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉え、向き合うような授業が求められています。ICTの効果的な活用に加え、発問や板書、考えを深める話し合いなど、授業のねらいや指導の意図に応じた適切な指導方法を選択し、多様な工夫を取り入れていくことが大切です。

【道徳教育担当：永倉】

詳しくは二次元コードを読み込み、御活用ください。

南部教育事務所のホームページでも、随時情報を発信しています。研修等にご利用ください。

<https://cms.miyazaki-c.ed.jp/ssc063>

南部教育事務所HPはこちら

Tel (0986)23-4521
Fax (0986)25-8914

